『妊婦健康診査』『新生児聴覚検査』
里帰り出産や東京都外の医療機関等をご利用予定の方へ

★【助成金の支払いをします】

東京都以外の医療機関等で妊婦健康診査、新生児聴覚検査を受診した場合は、「妊婦健康診査受診票」及び「新生児聴覚検査受診票」は使用できません。一度、自己負担で受診料をお支払いしていただくことになります。

この場合は、出産されてから期限までに申請手続きをしていただくと、上限額の範囲内で助成金が支払われます。

申請手続きの期限は、出産日から 12 か月の間です。

（例：【出産日】令和 8 年 4 月 1 日　→　【申請期限】令和 9 年 3 月 31 日までに申請）

該当する方は、お忘れにならないよう期限までに、別紙、助成金申請書にご記入の上、必要書類等を添えて担当窓口まで申請してください。

《必要書類等》

◆　妊婦健康診査

1．母子健康手帳
　〇手帳の交付日が確認できる「表紙」の写し　〇妊婦健康診査の受診（回数）状況が確認できる「妊娠中の経過」が記載されているページの写し
　〇「出産の状態」欄のページの写し
2．未使用の妊婦健康診査受診票
3．対象の妊婦健康診査に要した額が確認できる領収書の写し（内訳金額が分かるところの箇所もお願いします）

◆　新生児聴覚検査

1．新生児聴覚検査の金額がわかる領収書の写し（検査の単価がわかる箇所もお願いします）
2，未使用の新生児聴覚検査受診票

【申請及びお問合せ先】
〒207-0015
東大和市中央 3 丁目 918 番地の 1（東大和市立保健センター内）
子ども未来部　子ども家庭センター　母子保健係
Tel：042-565-5212　　Fax：042-561-0711